駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務に係る
プロポーザル審査要項

１　趣旨

本要項は、「駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務に係るプロポーザル実施要領」に定める事項のうち、委託契約の優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

２　審査委員

審査は、別紙「プロポーザル審査委員名簿」に掲げる８人の採点により行う。

３　採点方法

（１）企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーション及び参考見積書により評価及び採点をする。

評価点	４８０点
価格点	１２０点
合計	６００点

（２）審査委員は、別紙「駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務に係るプロポーザル採点表」の各項目に基づき評価及び採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容及びプレゼンテーション内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については０点とする。

（３）参考見積書の評価（以下「価格点」という。）の方法については、参考見積書に提示された総事業費が最低である参加者を１位とし、１２０点を付与するものとし、他の参加者の得点は、１位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。

なお、価格点の採点については、次の計算式で算出する。

価格点＝（最低提案価格／当該提案価格）×１２０

※小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位まで求める。

４　順位

（１）「駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務に係るプロポーザル採点表」による評価点の総計と、価格点の合計が高い参加者から順に順位を決定し、第１位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が１者の場合は、総評価点が３６０点以上であれば、第１位の優先交渉者とみなす。

総評価点（３６０点）＝１２０（価格点）＋２４０（採点項目４８０÷２）

（２）「駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務に係るプロポーザル実施要領」に定める見積限度額の総額を超える参加者は選定の対象としない。

５　審査結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果を参加者に通知する。

別紙

駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務に係る
プロポーザル審査委員名簿

	所　属	職名	氏　名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			